

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 6

北九州市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
北九州埠頭株 式会社	北九州市門司 区西海岸一丁 目3番1号門 司港プラザビ ル2階	令和8年3月 26日	令和8年3月 26日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第147号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4台	令和8年3月4日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
J R小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	令和8年3月10日	
	3台	令和8年3	

		月 2 5 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 3 月 1 6 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	5 台	令和 8 年 3 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 4 日	
	3 台	令和 8 年 3 月 1 7 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 2 3 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 2 4 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 8 年 3 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 4 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 6 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 9 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 1 1 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 1 2 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 1 6 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 1 7 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 2 3 日	
	3 台	令和 8 年 3 月 2 6 日	
若松区自転車放置禁止区	2 台	令和 8 年 3	北九州市戸畑区三六

域外		月 4 日	町 1 3 番
	3 台	令和 8 年 3 月 1 7 日	三六自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 8 年 3 月 1 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 8 年 3 月 1 9 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 3 月 2 6 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 3 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 8 年 3 月 4 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 9 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 1 0 日	
	1 台	令和 8 年 3 月 1 1 日	
	3 台	令和 8 年 3 月 1 3 日	
	2 台	令和 8 年 3 月 1 9 日	
	4 台	令和 8 年 3 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 3 月 5 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	1 4 台	令和 8 年 3 月 2 7 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 3 月 1 1 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 8 年 3 月 5 日	

北九州市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館観覧券（電子チケット）販売に係る収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月13日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館	アソビユ ー株式会 社	東京都品 川区大崎 一丁目1 1番2号	令和8年 3月27 日	令和8年 4月1日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで